

議案第10号

一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市任期付職員の採用等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市任期付職員の採用等に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月28日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

一般職職員の給与に関する条例及び佐倉市任期付職員の採用等に関する
条例の一部を改正する条例

(一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職職員の給与に関する条例(昭和32年佐倉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、
同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

第2条 一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(佐倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 佐倉市任期付職員の採用等に関する条例（平成20年佐倉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 佐倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の佐倉市任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例第21条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任

期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和4年度に支給する給与に関する経過措置)

- 5 フルタイム会計年度任用職員に令和4年度に支給する給与の額は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。